

# News Release

令和2年9月29日

各位

福岡ひびき信用金庫

## 「後見支援預金」の取扱い開始について

福岡ひびき信用金庫（理事長：井倉 眞）は、預金の引き出しなどに福岡家庭裁判所の指示書を必要とする「後見支援預金」の取扱いを令和2年10月1日（木）から開始いたします。

本取扱いは、認知症などによって判断能力が不十分な人に代わって、後見人が代理して法律行為や財産管理を行う「成年後見制度」に対応し、高齢者の資産管理を巡るトラブルを未然に防ぎ、顧客の生活を支援する取組みです。

また本取扱いは、福岡県内の全8信用金庫が一斉に開始する取組みです。

記

### 【取扱い概要】

(1) 利用対象者	福岡家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約に係る「指示書」を交付した方
(2) 取扱商品	普通預金
(3) 取扱開始日	令和2年10月1日（木）
(4) 取扱信用金庫	福岡県内全8信用金庫（139店舗） （福岡ひびき信用金庫・遠賀信用金庫・飯塚信用金庫・田川信用金庫・福岡信用金庫・筑後信用金庫・大川信用金庫・大牟田柳川信用金庫）

### 【商品概要】

・別紙参照

以上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

福岡ひびき信用金庫 ソリューション営業部

TEL：093-661-2414（平日9：00～17：30）

（担当：水上）

# 「後見支援預金」商品概要

令和2年10月1日現在

## 【商品詳細】

1. 商品名	後見支援預金	
2. ご利用いただける方	当金庫の営業エリアに居住されており、福岡家庭裁判所が「報告書・指示書」を交付した方	
3. 預金種類	普通預金（有利息型）または 普通預金（無利息型/決済性預金）	
4. 期間	期間の定めはありません。	
5. 預入	方法	随時預入可能ですが、福岡家庭裁判所の「報告書・指示書」の提出が必要です。
	金額・単位	1円以上、1円単位
6. 払戻	振替	随時払戻可能ですが、福岡家庭裁判所の「報告書・指示書」の提出が必要です。 被後見人の別の管理口座へ振替入金となります。（※現金による払戻不可）
	定期送金	定期送金を設定する場合は初回において福岡家庭裁判所の「報告書・指示書」の提出が必要です。 「報告書・指示書」の内容により指定された間隔で指定金額を定期的に後見支援 預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替を行います。
7. 利息	適用金利	変動金利（毎日の普通預金の店頭金利を適用します） 無利息型の後見支援預金については利息がつきません。
	利払方法	利息がつく場合は、年2回の信用金庫所定の日に元金に組入れします。 ただし、口座を解約された場合は、解約時にお支払します。
	計算方法	1年を365日とする日割り計算 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息計算します。
8. 税金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※本商品でのマル優の利用はできません。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
9. 手数料	口座開設手数料 30,000円（税別）	
10. 付加できる特約事項	「報告書・指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。	
11. 中途解約時の取扱い	—	
12. 金利情報の入手方法	店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください。	

## 「後見支援預金」商品概要

13. 預金保険の適用	<p>預金保険制度の対象であり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</p> <p>なお、無利息型の後見支援預金につきましては全額保護の対象となります。</p>
14. ご質問、お問い合わせ	<p>本商品に関するご質問やお問い合わせにつきましては、当金庫のお取引の店舗までお申出ください。</p>
15. 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室（9時～17時、電話：0120-842-506）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部にお申し出ください。</p> <p>なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記 されている書類が必要です。 保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。</li> <li>●「報告書・指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地管轄の福岡家庭裁判所（本所・各支所）に行ってください。</li> <li>●公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。</li> <li>●「総合口座」の取扱いはできません。</li> <li>●キャッシュカードは発行しません。</li> <li>●通帳によるATMでの利用はできません。（窓口でのお取扱いに限定します。）</li> <li>●現金でのお支払いはできません。（管理口座への振替となります。）</li> </ul>

以上